

ロングショートを必要とする理由の記載

※ケアプラン等に例外給付の算定理由及びやむを得ない事情の内容について記載することとされています。

【居宅で生活できない理由】

①独居の場合

認知機能や疾病等が悪化し、一人で生活を送ることが困難になった場合は、身体状況や一人にしておけない状況等を詳しく記載。

②同居している家族が疾病や高齢等

十分な介護を受けることができない場合は、本人及び家族の身体状況等を詳しく記載。 ※短期間で家族の疾病が回復する場合は、短期計画とする。

③自宅介護が現実的に難しくなった

家族では介護ができなくなった場合は、本人の身体状況及び家族では対応できない理由を詳しく記載。

居宅の環境から在宅介護が難しい場合は、居宅の状況等を詳しく記載

※その他、居宅で生活できない理由があれば、状況を詳しく記載してください。

★注意事項

- ・ 要介護3に満たない方の場合、施設の特例要件に該当して初めて入所待ちとなります。理由書の記載およびケアプランへの記載にご注意ください。
- ・ 計画当初より、利用日数が認定期間の半分を超える計画を立てている場合には、計画当初から理由書を提出してください。
- ・ 計画時に概ね超えるであろうと予測した場合も、計画当初から理由書を提出してください。
- ・ 当初、利用日数が週2・3日の計画であったが、様々な理由により利用日数が週4・5日となり、認定期間の半分を超えると判明（予測）した場合は、その判明（予測）した時に理由書を提出してください。
- ・ 理由書の提出がない場合は、半数を超えた時点で自己負担になる可能性があります。必ず理由書を提出するようにしてください。

※理由書の提出は、介護支援専門員において疑義が生じた場合のみ（令和7年4月から）